

教保体第2号
令和6年4月4日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

学校安全の一層の推進について（通知）

日頃、児童生徒の学校安全に御尽力いただき感謝申し上げます。

近年、激甚化・頻発化する自然災害のリスクや、教育活動中の事故、登下校中の事件・事故などの児童生徒の安全を脅かす様々な危険が顕在化しております。

こうした現状を踏まえ、学校は安全で安心な環境の整備や、安全を確保するための組織的な取組の一層の充実、さらには児童生徒が自らの命を守り抜くとともに主体的に行動する態度を育成することが不可欠です。

つきましては、別紙項目に留意の上、各学校における学校安全をより一層推進させるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知につきましてご配慮くださるようお願いいたします。

※ 別紙において今年度追記した内容

- 1（1）学校安全計画に記載する必要がある具体的な項目について
- 2（2）熱中症の予防対策について
- 2（4）教育委員会への事故一報について
- 3（1）不審者対応訓練について

担 当：県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 阿久津広真
電 話：048-830-6964
Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp

1 安全教育

（１）学校安全計画に基づく系統的な安全教育の推進

- ・ 生活安全（防犯）、交通安全、災害安全（防災）に関する内容が、学校安全計画に位置付けられ、発達の段階に応じた系統的な安全教育を推進すること。
- ・ 学校安全計画には、必ず「学校の施設・設備の安全点検」「通学を含めた安全に関する指導」、「教職員の研修に関する事項」に関する項目を盛り込むこと。

（２）効果的な指導方法の工夫

- ・ 実践的・体験的な安全教育を実施することで、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けさせること。
- ・ 学校施設での事故防止や、通学路における交通事故防止・防犯についての安全教育を繰り返し行うこと。
- ・ 防犯速報や気象情報、緊急地震速報等の安全に関する情報を安全教育で効果的に活用すること。

（３）定期的な訓練の実施

- ・ 自然災害発生や不審者侵入時、臨機応変に対応できる児童生徒の主体性を育成することを目的として訓練を実施すること。
- ・ 地震に関する避難訓練は、緊急地震速報の報知音を利用するとともに、余震や停電等を想定した実効性のある訓練にすること。また、地域の実態に応じて風水害に対する訓練や、弾道ミサイル等の新たな危機事象に対する訓練の実施も推進すること。
- ・ 不審者対応訓練、交通安全教室、避難訓練等を実施の際は、警察、消防、自衛隊等の専門的な知識や技能を有する人材を効果的に活用すること。

（４）その他

- ・ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成 30 年 4 月 1 日施行）を周知すること。
- ・ 「自転車安全 5 則」を周知し、自転車の安全利用について指導すること。
- ・ 自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務を説明し、着用を推進すること。
- ・ 自転車利用者の損害賠償保険等への加入の義務について指導すること。
- ・ 「道路交通法」一部改正による、特定小型電動機付自転車（電動キックボード）の取扱いについて触れること。

2 安全管理

（１）安全管理上の実態把握

児童生徒の安全に係る行動の実態や事件・事故の発生状況、校内や通学路・通学区の危険箇所の把握に努めること。

(2) 安全管理体制の確認

- ・ 危機管理マニュアル（学校防災マニュアル、学校防犯マニュアル）等について、教職員間での年度当初における全教職員による内容確認と保護者等への周知及び、定期的な見直し・改善を行うこと。また、市町村防災担当課等の関係機関との連携を図ること。
- ・ 熱中症を予防するために取るべき措置について、判断方法・判断基準や留意点等を具体的に定めておくこと。

(3) 安全点検の実施

- ・ 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置や安全点検表の見直しを行うこと。
- ・ 小、中学校等においては、地域安全マップの見直しを行うこと。

(4) 危機管理体制の確立

- ・ 危険等発生時の応急手当や通報の仕方について共通理解を図り、緊急連絡体制を確立すること。
- ・ 事件事故発生時には、教育委員会への迅速な報告を行うこと。

3 組織活動

(1) 教職員の共通理解と研修

- ・ 危機管理マニュアルにおける役割分担や、安全点検、救急救命講習等、学校安全に関する教職員間の共通理解を徹底させること。
- ・ 児童生徒及び教職員の安全を確保するため、警察等と連携した不審者対応訓練の確実な実施や、安全に関する校内研修等を実施すること。

(2) 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

学校での指導の定着・深化のための情報発信と、家庭の実態・意識等の情報収集、安全に関する行事やパトロールの実施等、関係機関との連携を図ること。

【参考】

○文部科学省 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

○文部科学省 学校安全＜刊行物＞一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

○埼玉県教育委員会 保健体育課 学校安全資料一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/gakko/anzen/index.html>